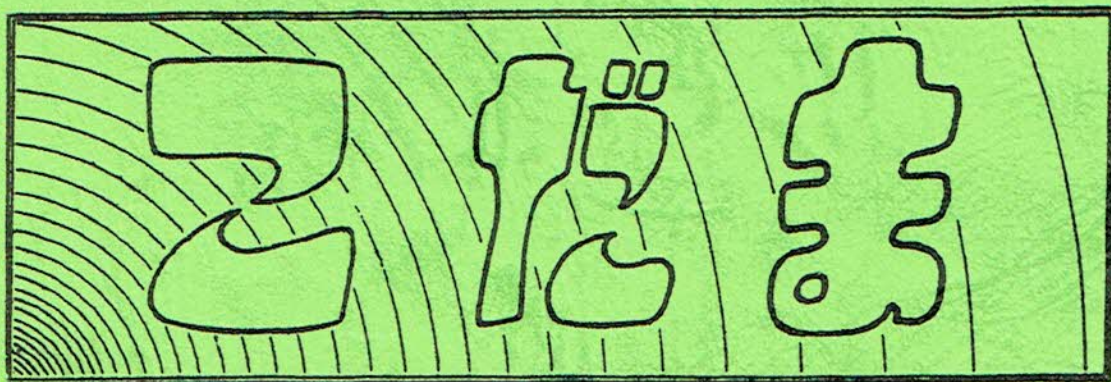


埼玉県行政書士会上尾支部機関誌



第 14 号



埼玉県行政書士会上尾支部

事務局／上尾市富士見 2 - 3 - 24

TEL (048) 775-2383

目 次

上尾支部管内の春	2
創意と工夫・アイデアを生かし行政書士業務の充実発展を！	支部長 長島 敬一 4
Pick・up支部活動	6
誌上実務研修“生前贈与が便利に”	佐藤 光正 10
得意とする行政書士業務集計結果	11

会員のひろば

初めまして	澤 畠 裕 12
支部活動に思うこと	石倉 富美子 12
たった2本のシャクナゲ	藤野 欣也 13
車を買ったのですが、クーリングオフできないでしょうか？	前島 輝子 14
支部旅行記	友光 仁史 15
思い出の記	行方 顕正 17
好きな数字「3」から思うこと	長島 敬一 18
高校生の時からの夢	谷 正茂 19
年度末レクリエーションに参加して	町田 満 20
支部活動・地区別懇談会 取組みの現状と課題	友光 富雄 20
行政書士会の新会員研修について	荒岡 克巳 22
優太郎 新年賀詞交歓会にゲスト出演	23
俳 句	23
会員消息	24
長島支部長の写真入選	26
役員一覧（平成15、16年度）	27
上尾支部事業報告（主要）	28

◎第59回国民体育大会 秋季大会
 「彩の国まごころ国体」
 夏季大会 平成16年9月11日～14日火
 秋季大会 平成16年10月25日～28日木



上尾支部管内



平成16年開催の「彩の国まごころ国体」の柔道全種別競技会場になる県立武道館の完成も間近

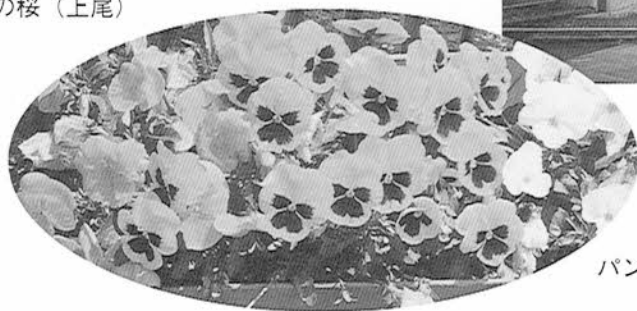
新緑の上尾水上公園（上尾）



丸山公園の桜（上尾）



はなみずきに囲まれた県立スポーツ研修センター（上尾）

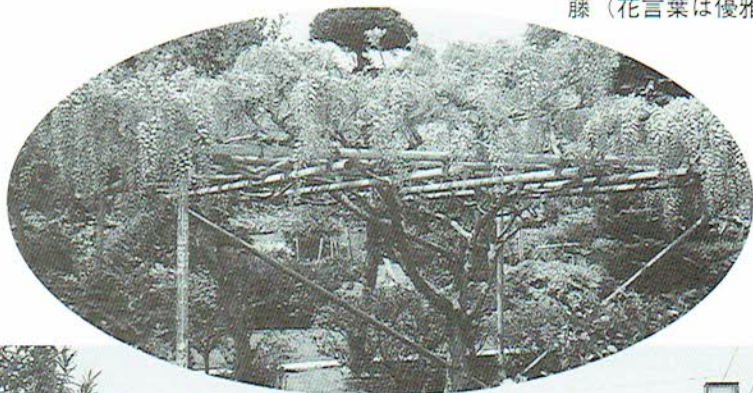


パンジー（花言葉は純愛）

の

春

光の春が訪れると、樹木は冬の間に蓄えていた力を一気に吹き出すように花を咲かせ、若葉を繁らせます。私たちはそこからエネルギーをもらい、希望を膨らませます。春の街を歩いてみませんか。



はなみずきが花盛り 伊奈町制施行記念公園



新緑の街路樹は道行く人に希望と元気を与える
桶川駅西口 右奥の建物は県立文学館と桶川市民ホール

創意と工夫・アイデアを生かし

行政書士業務の充実発展を！

上尾支部長 長 島 敬 一

行政改革、司法制度改革が進む中で、代理権を中心とする法改正はされたものの、行政書士を取りまく状況は更に厳しく、多くの課題を抱えていると云わざるを得ません。自由競争の名のもとに、自己責任という厳しい立場に置かれることは明白で、改革の波が行政書士一人ひとりの肩に重くのしかかってくることはまぬがれないでしょう。

そこで、これからの行政書士は会員各位が自覚して業務の研鑽に励み、実力をつけることが急務であります。そのためには、実務に役立つ生きた研修を、組織的・計画的に行なうことが必要です。また、業務を拡充して、会員の収益向上につなげなければなりません。

埼玉県行政書士会にあっても、会の結束と計画性のある運営が何よりも大切であり、会員も執行部に対し、それを望んでいることと思います。

上尾支部においては、会員の皆様のご理解のもとに、執行部は役割を分担し、それぞれが責任を持って活動しているのが特徴といえます。

これは一見簡単なことのように見えますが、実は組織運営の基礎であり、相互理解がないと実現すること



は困難です。私は、このことを常に心がけ、出来るだけ役員・会員の意見を取り上げて運営に当たってきました。

私は支部長として会を運営するに当たり、いくつかの柱を立てています。

その一つは、広い視野に立った資質の向上と業務の研鑽です。そのために業務研修会のほか、国会見学、芸術観賞、史跡めぐりなど多岐にわたる総合的活動をしてきました。

つぎは地域住民へのサービスを兼ねた行政書士のPR活動です。上尾、桶川の各市役所と伊奈町役場で毎月一回「行政手続き相談」を実施しています。また、毎年上尾駅で二回、桶川駅で一回、相続・贈与・遺言を中心とした「無料街頭相談」を開催、上尾市主催の

「あげお祭り」にも無料相談コーナーを設け、毎回多数の相談者が訪れます。会場では会員の名簿を印刷したチラシも配布し、PRにも力を入れています。

三つ目は会員相互の交流と親睦です。年間計画の事業は、役員をはじめ会員が各々分担して進めていきます。近年若い会員が増えてきたせいか、親睦会の会場が居酒屋になったり、安い費用で遠方まで親睦旅行に行けたりと、今までとは違った楽しみも出てきています。

また、役員会や新年会等の会合の席では、必ず全員に一言でも発言してもらうことにしています。各人が抱えている問題が共通の研修のテーマになることもしばしばあります。

今年度も、従来の活動の良い面を伸ばしながら、会員の意見に耳を傾け、支部組織の存在意義を高める運営に努

力したいと思います。具体的には、総合的なPR活動の推進、機関誌「こだま」の継続的発行をはじめ、上尾支部管内の関連士業連絡協議会結成への呼びかけ、商工会や青色申告会、タウン誌、マスコミ等との連携・協調、更に住民へのサービスの提供、そして何より会員のための活動を推進したいと思います。

最近では当支部への新入会員も多く、希望を持って入会して来られる会員の方々にも役立つ運営の実行に努力していきます。

最後になりましたが、日頃から当支部の活動に深い理解とご協力をいただいている上尾市、桶川市、伊奈町の市長、町長様をはじめ、役所の関係者、国会議員、県議会議員、市議会、町議会の議員の皆様、会員各位に改めて感謝とお礼を申しあげ、ご挨拶といたします。



無料街頭相談会場にて（上尾駅西口デッキ）

pick・up

支部活動



平成14年度定時総会後の懇親会（14年5月10日）



平成13年度会計監査風景
（14年4月22日）



桶川地区懇談会（14年10月17日）
於 べに花ふるさと館



支部研修会（14年10月25日）
講師は長島敬一支部長



忘年会 今回は初めての試みで会場は桶川の
居酒屋「ハヤ」（14年12月6日）



行政書士制度強調月間挨拶まわり
上尾市民相談室にて（14年9月）



平成14年7月1日
行政書士に代理権が
付与されたのに伴い、
支部管内各役所へ法
改正に伴う取り扱
いについての挨拶ま
わり



上尾出身の若松謙維総務副大臣を副大臣室に表敬訪問（14年7月25日）

pick·up 支部活動



研修旅行 新玉川温泉にて
(秋田県) (14年6月10日)



13年度年度末レクリエーション
三浦海岸 (14年3月31日)



14年度年度末レクリエーション
川口skip-city (15年4月13日)



毎年盛況のあげお祭りの
射的ゲーム

早朝から集合してテント
の設営も万端





桶川市長 岩崎正男氏 (中央)



総務副大臣若松謙維氏 (中央) と
長島敬一支部長 (右)



新年会恒例の税務研修
講師は齋藤保副支部長 (左)

平成15年新年の集い

来賓の方々



伊奈町長
稲橋正兵衛氏

県議会議員
島田正一氏



県議会議員
山岸昭子氏



県議会議員
石渡豊氏



上尾市議会議員
本田哲夫氏



伊奈町議会議員
長谷場優氏



大宮支部副支部長
斉藤敏夫氏

“生前贈与が便利に”

税理士 佐藤光正

1. 「相続時精算課税制度」創設へ

親が亡くなる前に子に財産を与える「生前贈与」が、今年から非常に使いやすくなりました。相続税と贈与税を一体化し、贈与税の非課税枠をこれまでの年110万円から総額で2500万円に拡大する「相続時精算課税制度」が創設されたからです。

今までは数百万円、1千万円といった額の生前贈与は普通の人には縁がありませんでした。というのも贈与された人が納める贈与税の負担が極めて重かったためです。1000万円の贈与だと税額は260万5千円にもなるからです。

長期にわたる景気低迷化の折、この新制度によって生前贈与が広まれば、家計に余裕ができる子の世代の消費が活発化し、景気が上向く—政府、与党はそんな考え方であると思われる。

因に米国、カナダ、オーストラリア等には贈与税という税金はなく、そのことはひたすら消費の拡大をもって景気の維持、更には拡大を促す側面があるといわれています。

2. 相続時精算課税制度の概要について

平成15年度の税制改正における相続税・贈与税の改正では、長年の懸案であった最高税率の引下げと、これに伴う税率の累進構造の緩和が実現します。しかし、この度の改正で

は、むしろ相続税・贈与税の課税構造の根幹にかかわる改正ともいえる「相続時精算課税制度」の創設が最大の特色であります。

本制度における生前贈与の取扱いの概要は

①適用対象者と贈与者が、65歳以上の親（特定贈与者）、受贈者が20才以上の子である推定相続人（代襲相続の孫を含む）とし、

②適用手続として、受贈者が贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに税務署長に本制度を選択する旨の届出をすると、その届出に係る最初の贈与から特定贈与者の相続開始まで本制度の適用が継続され（選択の撤回は不可）、

③適用対象となる贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数等は制限されない、
というものです。

本制度を適用した場合の税額の計算は、贈与時における贈与税額と、相続時における相続税額との二本立となり、それぞれ次のように計算されます。

〔贈与時〕

①特定贈与者（親）からの贈与財産について、他の贈与と区別し、贈与時に次の②の軽減贈与税額を納税する。

②贈与税申告に際し、2500万円の非課税枠（限度額までの複数回数使用可）を適用し、これを超える部分につき税率20%の贈与税額

を納付する。

③住宅取得等の資金贈与の場合に限り、贈与者年令要件（65才以上）が撤廃され、非課税枠は、1000万円上乘せされ、3500万円に拡大される。（但しこの特例は2005年までの時限措置です）

〔相続税〕

①受贈者（子）は、特定贈与者の相続開始時に、受贈財産と相続財産とを合算して計算した通常の相続税額から、既に納付した贈与税相当額を控除した相続税額を納付する。

②この相続税額計算において、控除しきれない贈与税相当額は還付される。

③相続財産価額に合算する贈与財産価額は、贈与時の時価（相続税評価額）である。

3. 結び

以上が本制度のあらましですが、その活用方法の一つとして、この生前贈与の資金を使った住宅新築や住宅ローンの繰り上げ返済が広がれば、死に金が生きたお金に変わり、ひいては景気回復の一助になるものと思います。

得意とする行政書士業務集計結果

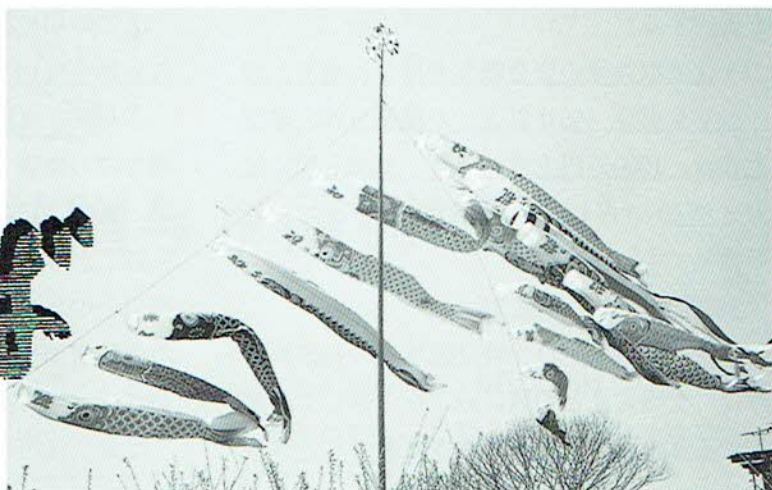
上尾支部では会員の業務の実態をアンケート方式で別記のとおり調査しました。

82名の会員中71名から得意とする業務の回答があったので名簿を作成し、上尾市、桶川市、伊奈町の各住民相談担当係に参考資料として報告しました。

内容は以下のとおりです。

	内 容	例 示	人数	回答者に対する割合
1	建設業者・宅建業者に関すること	建設業許可申請、営業年度終了報告、経営状況分析申請、経営事項審査申請 入札指名参加資格申請、宅建業免許申請、宅地建物取引主任者登録	29	40.8%
2	法人設立に関すること	株式会社・有限会社等の設立、医療法人・宗教法人等の設立、定款の作成 株主（社員）総会・取締役会議事録の作成、有限から株式会社への組織変更	25	35.2%
3	自動車に関すること	自動車登録申請、車庫証明手続、運送業免許申請、自賠責保険、任意保険 被害者請求・加害者請求	10	14.0%
4	相続に関すること	遺産分割協議書の作成、財産調査、戸籍調査、遺言書作成手続	27	38.0%
5	土地利用に関すること	農地転用申請、開発行為許可申請	15	21.1%
6	会計業務に関すること	経理記帳事務、決算書類、財務諸表の作成、借入手続、経営指導（顧問）	33	46.4%
7	社会保険に関すること	労働保険（労災保険、雇用保険）・社会保険（健康保険、厚生年金保険等） 新規加入手続他	14	19.7%
8	産業廃棄物の申請	産業廃棄物の申請	7	9.8%
9	建築士事務所登録	建築士事務所登録	2	2.8%
10	外国人関係	外国人在留資格変更、期間更新許可申請、帰化申請	8	11.2%
11	風俗営業・保健所関係	ゲーム場・バー・キャバレー・スナック・マージャン・パチンコ・古物商等 の営業許可申請、食品営業許可申請	4	5.6%
12	一般行政事務	契約書・示談書・内容証明等の書類の作成・相談業務 その他権利義務または事実証明に関する書類	17	23.9%
13	その他	貸金業、就業規則作成、一般旅券申請、図面の作成、著作権の登録、電気工 事事業者登録等	5	7.0%

会員の ひろば



初めまして

澤 昌 裕

平成14年9月13日に登録となりました“サワハタ ユタカ”です。今回、初めて機関誌「こだま」に参加します。

私は社会人となった最初の10年間は福島県で生活していました。県の面積は岩手県に次いで二番目に広く、戊辰戦争では会津白虎隊が活躍したことも語られており、その他野口英世の生誕の地でもあり、歴史的観光地として力を入れている県です。又、緑が豊富で娯楽や湯治にも適しています。

福島県は浜通り（相馬市、原町市、いわき市）、中通り（福島市、郡山市、白河市）、会津地方から成り、夏の海水浴は浜通り、冬にスキーをするなら会津地方、競馬好きの方なら福島競馬場（福島市）があります。又、ゴルフ場や温泉地は県内至る所にあります。温泉地としては、飯坂温泉、芦ノ牧温泉、東山温泉、いわき湯本温泉などが有名です。福島

県に行かれる際は参考にして下さい。

私は上尾市に来てから今年で3年目になります。この度、埼玉県行政書士会上尾支部に入会させて頂き、この上尾で生活し、活動の拠点として新たな第一歩を踏み出し、一步一步前進していきたいと考えております。

会員の皆様方には様々な機会の中でお会いするものと思います。

今後とも、宜しくお願い致します。

支部活動に思うこと

石 倉 富美子

年間行事計画に基づいて、支部と云う組織の中で、大変意欲的なバイタリテイをお持ちの長島支部長を中心に活動をしている上尾支部

主な活動は

(1) 上尾・桶川・伊奈地区の三役所で行政書士による「行政手続相談」を毎月一回定

期的に継続して実施。年度始めに二名一組になった予定表が配布される。

(2) 街頭無料相談

上尾駅・桶川駅のデッキで「相続・贈与・遺言」と問題をしほり年三回定期的に実施。開催日の案内を市の広報に掲載しているせいか、時間前から相談者がおとずれ、大変盛況で、なおかつ好評のようです。支部全会員の名簿及び業務案内の印刷されたチラシに草花のタネをつけて呼び込みを行っています。

(3) あげお祭りに参加

二日間で6万人が参加する祭りの中で、行政書士のコーナーにも延千人以上の方が訪れるこの良き機会は、行政書士のPRには絶好のチャンス。相談コーナーと射的のコーナーを設け、チラシや風船を配ったりして市民に行政書士業務の内容をアピールしている。

(4) 業務を中心に専門別業務部会を編成、事例研究により相互研鑽を行う為、建設業務部会・法人業務部会・公安業務部会・一般業務部会を設置して活動している。

(5) 機関誌「こだま」の定期的発行

(6) 役員会年六回開催他、例会、研修会等毎月集り、当面の活動について検討、役員会で意見交換をしながら方向づけをはかっている。

(7) 新年の集い、忘年会、年度末レクリエーション、一泊研修旅行など会員相互の親睦交流をはかっている。これらの行事にも参加者が増加の傾向にあるが、更に多くの会員が参加し、交流がもてると良いと思う。

次に政治連盟について

支部管内選出の国会議員、県議会議員、市町議会議員に出来るだけ支部活動を理解していただき、支部総会、新年の集いなど支部のイベントに衆議員議員、県議会議員、市長、町長、各議会の議長に参加ご協力をいただき、時代にマッチした情報提供や激励を受け有難く感謝している次第です。

盛り沢山な年間行事計画、他支部に類を見ない上尾支部独特の方針を改めて見つめなおす時、私達会員も内容を良く理解した上で、率先して支部活動に参加し、自己研鑽に務め、業務に精通した行政書士になるよう頑張りたいと思う今日この頃です。

たった2本のシャクナゲ

藤野 欣也

梅雨入りした6月の土曜日、今頃なら標高2000m前後の山ではシャクナゲの花が咲いているはずだと、家を出たのが朝の6時を少し過ぎたころ。途中朝と昼の二食分の食事をコンビニで仕入れ、一路長野と群馬の県境の山を目指して車を走らせた。

天候もつゆ時にははまあまあの空模様、次第に高度を上げて行く車の窓に写る新緑の樹木は、すっかり緑の葉に包まれたもの、まだ芽吹いたばかりのもの、その中間ぐらいのもの、と様々な姿で我々夫婦を迎えてくれた。

車を降り、身支度を整え登りにかかる。ゆっくりと歩を進める山道のそこそこには、鶴が羽を広げた様に見えるところからその名が

つけられたと言われる『マイヅルソウ』が白い可憐な花をつけていた。行く手にはこれも白い花を付けたオオカメノキ（ムシカリ）が風に揺れている。その心地よい風を受けながら次第に高度を上げ、1時間半程の登りで稜線に出た。

そろそろシャクナゲが顔を見せてもよさそうな背の低い樹林帯に付けられた緩い登り下りの道を進むが、一向にその姿を現さない。もっともこの山にシャクナゲがある事を事前に調べて来た訳ではないので文句を付けるわけにはいかない。多分あるはずと私が勝手に決め付けて来た相当いいかげんなシャクナゲ



を目的とした山行、しかし気分は申し分なし。今日これまでに会った人は2人だけ、静かな山、360度の眺望を楽しみながら更に歩を進める。時々小鳥が「俺もいるよ」と言いたげにナナカマドの木の枝で鳴いている。遠くには志賀の山がかすみながらも望むことができる。

やがて道はT字路の分岐となる。我々はここを右に折れ下りにかかる。ものの5分も行かぬうち、あったではないか、今が見ごろのアズマシャクナゲ、淡いピンクの花をつけた

1本と、やや白い花の満開のものが1本、たった2本のシャクナゲ、山道を挟んでやや遠慮がちにその花を咲かせていた。

群生したシャクナゲも美しく見事であるが、そっと咲くシャクナゲもまた群生したシャクナゲに劣らない美しさをもっている。

自然が織り成す造形の美とでも言うのだろうか、回りの山々に囲まれ他の樹木にそっと抱かれるように咲くシャクナゲ、人々の手によって育てられた花では見ることのできない美しさを見ることができると言える。

来てよかった今日の山旅、やっぱりあったシャクナゲ、何か徳をしたようなシャクナゲの花との出会いであった。

しばしその美しい花をカメラに収め、それから2時間程山道を歩き車に戻ったが、この間にもシャクナゲの花はおろか木1本も見ることにはなかった。

車を買ったのですが、クーリングオフできないのでしょうか？

前 島 輝 子

このような質問を受けることが良くあります。

ご存知のように答えはNOですよね。特定商取引に関する法律において乗用自動車は、政令でクーリングオフできる指定商品から除外されているからですよね。（部品などはできますが。）

「では、クーリングオフ（無条件解除）で

きないとしても、解除できないですか？」

解除はできますが、解除条件は基本的には契約内容（約款）によるということになります。

「契約書によると、20%の違約金を払わないとならないと書いてあるんですが?! こんなに払わなければいけないのでしょうか？」

そこで、H14.7.19大阪地方裁判所で、消費者契約法を適用した初めての判決が出ました。（平成13年（ワ）第9030号損害賠償請求事件）

この裁判は、中古車販売業者が、契約の2日後にキャンセルをした顧客に対して、違約金18万円（15%）の支払いを求めたという事件です。判決は、消費者契約法9条1号により、損害賠償予定の条項を無効として、消費者の賠償責任を否定しました。

即ち、消費者契約法9条1号に定める「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」は、消費者側からは、立証が困難であること及び同法の趣旨等から、損害賠償額の予定を定める条項の有効性を主張する側、すなわち事業者側にその立証責任があると解すべきである。

① 被告の注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけでもなく、

② 被告は契約締結後わずか2日で解約したのであるから、

その販売によって得られたであろう粗利益（得べかりし利益）が消費者契約法9条の予定する事業者が生ずべき平均的な損害に当たるとはいえない、としたものです。

消費者契約は、約款の形で定型的に定められていることが多いわけです。約款は、事業者が自分に都合の良いように定めることになるので、消費者は、知らないうちに、ずいぶん不利な契約を押しつけられてしまいます。

本条は、ぼったくりの損害賠償額の予定条項を排除することを定めたものです。

この条項は、いわゆるぼったくり入学金問題にも適用されるであろうと言われています。

また、その他にも過大な違約金を定める契約にも、示談交渉を進める上で有利な材料となると思われます。

身の回りにこんな約款って結構ありますね。どうぞ、契約のその前に約款をチェックしてください。

支部旅行記

友光仁史

六月九日（日）、十日（月）にかけて、上尾支部の研修旅行に参加し、初夏の東北の風情を満喫して参りました。

旅行初日は、早朝六時半大宮駅発の盛岡行新幹線乗車とのこと、参加者全員特別の早起きでホームに集合いたしました。

車中では座席指定の為、皆さん悠然と構えて四方山話に花を咲かせたのもつかの間、暫く後には寝不足分を取り返す様にまどろみ始め、車中で一番静かな一団として盛岡に到着いたしました。

盛岡からは十人乗りのレンタカーにて、秋

田方面に向かい、最初の訪問地である「抱返溪谷」に着き、溪谷に沿った山路を散策いたしました。

この地で特筆すべきは溪谷の水の色で、水質によるのか、瑠璃色の澄んだ深味を湛えたその印象は、まさに「水色」なのです。印刷されたポスターの色と実物が何ら遜色ないことには驚きました。二十分ほど歩き、「見返りの滝」にて写真を撮影し、景観を後にしました。

続いては、東北の小京都・角館にて昼食を摂り、武家屋敷資料館にて佐竹家縁りの遺物を見学の後、田沢湖畔を経て新玉川温泉に向かいました。夕刻がせまると、それまでの好天が曇り、篠つく雨となり、雨男の筆者としては昨年の前例もあり、内心ひやひやものでしたが、無事に宿に入ることができました。

ここ玉川温泉の源泉は、PH1.2の強酸性であり、医学的効能に顕著なものがあるとのことで、早朝よりの疲れをゆったりとほぐすことができました。筆者自身は源泉の飲用はいたしませんでしたが、実際に飲んだ方の感想としては、ヌルヌルとした感触がいかにも効きそうな感じだったようです。

夕食後、この日はW杯の日本代表がロシアと予選リーグを戦う日だったので、全員一室に集まり、日本代表の勝利に盛り上りました。

翌日は素晴らしい旅行日和の中、初めに秋田・岩手県境の八幡平に向かいました。

平地では晴れていたものの、標高が上るにつれガスがかかり始め、山頂付近の展望台に降りたときには、根雪の上に強風が吹き、肌



岩手県小岩井牧場（支部研修旅行）

寒さも一入で、風がおさまるまで売店にて休憩のやむなきに至りました。幸い、半時間ほど後には晴天も現れ、強風の中で記念撮影を行い、山頂を後に小岩井農場へ向かいました。

小岩井農場は、正面に岩手山を望み、広漠たる眺望はとどまる処なく、「智恵子は東京には空が無いと謂ふ」という一節を彷彿とさせられました。この地でも、透明度の高い空はまさに空色であり、絶え間なく吹く微風は、又三郎の舞台にふさわしい風情を醸し出すものでありました。

盛岡市街に戻り、昼食後三時半盛岡発の新幹線にて帰路についたのですが、郡山、宇都宮と関東に近づくにつれて空が鉛色を帯びはじめ、透明度が薄れることがはっきりと判り、東北の空色が眼からうすれていくことが残念でなりませんでした。

季節といい、訪問地といい、素晴らしい旅行となりました。独身の筆者は、できればもう一度若い女性と二人きりで来てみたいと思った程であります。

この旅行を企画して下さった方、また同行

者の皆様方に感謝し、この稿を終えます。

思い出の記

行方顕正

私行方顕正が行政書士として初めて文章を書き発表したのは、開業した年、平成五年度の「ぎょうせい群馬」誌であり、今



度が二回目であります。「ぎょうせい群馬」は群馬県全域に配布されるもので、緊張し、写真は二女と一緒にいった妙義山丁頭の頭のものでした。今回は上尾支部の機関誌なので気分的に楽であります。

さて先ず自己紹介、私は昭和八年十月二四日、天皇陛下より二ヶ月前に福島県岩瀬郡元栄村に生を受け、昭和二一年太平洋戦争終結の翌年福島県立白河中学校入学、学制改革により昭和二七年三月白河高等学校を卒業し、同年四月茨城大学文理学部文学科に入学、二年次に同大山岳部員となり、山の開眼となった訳であります。

一番目の写真は昭和二八年七月、北アルプス涸沢合宿の帰り、徳本峠でのものであります。二番目は三十一年振りに二女と訪れた時の徳本峠上のものであります。

次に私は平成十年四月に大動脈瘤と脳梗塞になり、それ迄の車は廃車し、行動はバスと

電車のみ、一ヶ月に一回位二女がリハビリテーションの為散歩につ



れて行ってくれます。三番目の写真は現在の私で、本年四月五日カタクリ祭の時、みかも山の展望台で写したものであります。病気になった現在では、山は登るものではなく眺めるものになった様であり、リハビリに頑張っている毎日であります。

最後に少年の頃恩師に教わった朱熹の偶成を記します。

少年易老學難成 一寸光陰不可輕 未覺池塘春草夢 階前梧葉已秋聲

現在は依頼人が自分で作成した産業廃棄物収集運搬業の更新書類を郵便で送って貰い、それを役場に持参提出するのみで、年金生活と申しましょうか。食事は上尾市で週四日月、火、木、金実施、ボランティアの奥様が運んで下さるものが主であり、あとはコンビニエンス等の買物と云う生活であります。どう



か諸先生方の御壮健をお祈りして終りとします。

好きな数字 「3」から思うこと

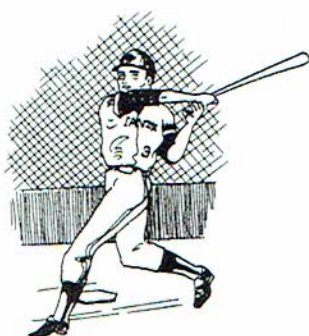
長 島 敬 一

私は数字の「3」が大好きだ。それは、世の中の基準や基礎が「3」から成り立っているものが多いと思うからだ。

熟語や標語、日常使っている言葉にも、3つの区切りで表現しているものが非常に多い。身近なところでは、「ワン、ツー、スリー」、「イチ、ニ、サン」、「一等、二等、三等」、「大、中、小」、「金、銀、銅」、「松、竹、梅」、「三三九度の杯」、信号の「赤、青、黄」等上げればきりが無い。今も、原稿を書いていると、小学生の女の子たちが連れ立って歌を口ずさみながら帰っていったが、何と「咲いた 咲いた チューリップの花が 並んだ 並んだ 赤、白、黄色」と計らずも3つの色を織り込んだ歌を歌っていたのには偶然を感じ、愉快であった。

オールドベースボールファンなら誰に聞いても「ミスタージャイアンツの背番号は」と聞かれれば「3」と即座に答えるだろう。

私の名前が「長島」なので、ジャイアンツの長嶋茂雄選手のハッスルプレー、スポーツマンシップに共感し、ホームランを打っても三振しても、ファンを魅了させた姿に心を引きかれ、フェアな態度が私の人生観に大きな

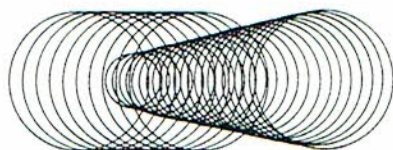


影響を与えたことは事実だ。

更に、「3」のつく言葉に「三点は一面を構成する」、「三角函数」、「三角定規」、「三角錐」等数学に関するものも多い。また、「三段論法」、「三拍子」、「三度目の正直」、「三人寄れば文殊の智恵」も面白い。法律関係では「三審制」、「三権分立」、「三面契約」もある。

こうして「3」について種々述べてきたが、私自身は「ホップ・ステップ・ジャンプ」の論法をいつも心に止めている。実際に三段跳をやってみると、ホップとステップでは力を出し切らずに残しておかないと、最後のジャンプが大きく跳べないのである。

つまり、ものごとを成就させるには、バランスをとって計画的に進めることが大切であることを、「ホップ・ステップ・ジャンプ」は示唆しているように思えてならない。



高校生の時からの夢

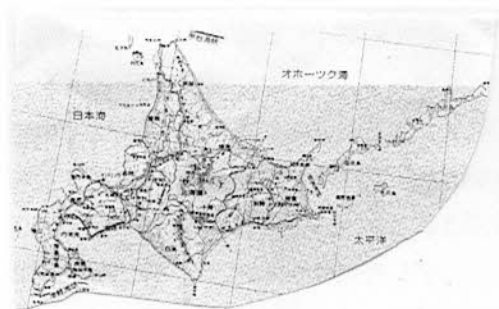
谷 正 茂

高校生の頃から北海道は憧れの地で、当時は蟹族などと言って、大きなリュックを背負い夜行や野宿で一人旅をすることが流行していた。私も何回も計画したものの実現せず、やがて社会人となり、結婚し家族ができて、そんなことはとても実現不可能な夢になってしまった。

しかし、そんな若い頃からの夢を実現できる千載一遇のチャンスがやってきたのである。それは会社を退職し、行政書士になる間の期間である。私は女房の顔色をうかがっては計画を話す機会を慎重に見極めていた。そして何とかその計画は承認され、高校生から30年ぶりに実行されることとなったのである。

とはいうものの、当時の高校生と今のいい年をした中年男とは同じ行動ができるはずがない。鉄道はずいぶん廃線となったし、ましてや駅に野宿なんかしようものなら、ホームレスに間違われてしまう。そんな訳で今回は車で行くことにし、宿は安宿に泊まることにした。

いよいよ実行の秋が来た。北海道までは大洗からフェリーで入る。全行程4200km、20日ほどの大旅行となる予定だ。ひよっとすると事故に遭い無事に埼玉の地にもどって来られないかもしれないという不安もある。しかし、いよいよ行けるという喜びのほうが遙か



に大きい。

苫小牧から札幌を經由し日本海沿いに稚内まで行き、オホーツク海沿いに南下、知床半島、根室半島納沙布岬から襟裳岬を通りまた札幌まで時計回りに一周する。そののち反時計回りに小樽、積丹、松前、函館と行き室蘭まで行く。これで8の字に北海道を一周したことになる。

今回の旅行で、高校生の時からどうしても行きたかった場所には是非とも立ち寄りた。まず第一は、サロベツ原野に行くことであり、次に宗谷岬からサハリンを見ること。第三は知床岬から国後島をみることと、ノサップ岬の先端に立つこと。第五に襟裳岬で森進一の襟裳岬の唄を歌うこと、最後にオンネトー湖に行くことの六つの場所である。

その全てに行くことができ、それなりに感動したが、今一つじっくり来る物がない。それが何であるか考えてみたが、それはおそらく『若さ』から来る感受性の違いではないかと思った。おそらく高校生の頃なら感動したのであろう風景に巡り会っても、今はその感動はない。そう考えると、若い頃の体験は非常に貴重なものであり、失われた歳月は永久に

取り戻すことができないのだと実感した。

しかし、世界中にはこんな中年男を感動させてくれる風景がまだまだ一杯あるはずだ。シベリア鉄道の沿線風景、北極圏のオーロラ、南極大陸、タクラマカン砂漠のローランの遺跡。これらを女房と一緒に見てみたい。

これが、高校生からの夢をかなえた後の中年男の新しい夢である。

支部年度末 レクリエーションに参加して

町 田 満

4月13日、支部主催の平成14年度年度末レクリエーションが行われました。

前日まで気温は低く雨模様の日が続いていましたが、当日はすっかり晴れ上がり気温はどんどん上昇し、昼頃は初夏を感じさせる程になりました。

行き先は午前中にSKIPシティ、午後は川口市グリーンセンターをまわって来ました。

参加者は長島支部長以下総勢9名。上尾駅改札前9時30分の集合時間でしたが、私が着いた9時20分頃にはほとんどの方が来ており、間もなく全員が集まり予定時間前には電車に乗ることができました。

コースは上尾駅から川口駅までJRで行き、川口駅からSKIPシティ、午後はここから川口市グリーンセンター、帰りはJR蕨駅へといずれもタクシーに分乗し移動しま

した。

SKIPシティでは広い田園地に大きな建物が5棟立っていました。施設全



▲川口グリーンセンターにて

体を回りましたが、特に印象に残っているのはNHKアーカイブスでした。

ここでの1時間は「番組公開ライブラリー」で殆どの時間を費やしました。ライブラリーはテレビ番組のみでなくラジオ番組も数多く用意されていました。テレビ番組が放送される以前の「とんち教室」、「20の扉」などで懐かしいものもいろいろありました。

川口市グリーンセンターも、広大な土地を緑できれいに整備した素晴らしい所でした。若葉がいっせいに芽吹き、藤の木は無数の蕾を枝いっぱい付けていました。季節ごとに見どころが用意されて、いろいろな楽しみ方ができるようです。

インドア派の私ですが、支部の皆さんに誘って頂き感謝しているこのごろです。

支部活動・地区別懇談会 …取組みの現状と課題…

総務部長 友光 富雄

少々お堅い話で恐縮ですが、地区別（行政

地区・上尾・桶川・伊奈)懇談会について考えて見たいと思います。

ご案内の通り、上尾支部は埼玉県行政書士会の中にあって、地理的にもほぼ中央に位し、上尾市・桶川市及び伊奈町を包含する支部であります。

会員も七十名前後で平均的でした。活動は、目覚しく活発で各種会合・研修会・レクリエーションなど月一回は会合を持ち、活発に活動を展開しております。

特にここ数年来、特別研修会として同一テーマで長期研修を実施しております。これらは長島支部長の熱意あふれるご指導によるどころ大であります。

しかし、総体的・内部的には、会員の結集・参加率など悩みがないわけではありません。どこの支部でも同様と思われますが、結集率は三割程度で低迷しております。

どうしてだろう？ 多くの人が、入会当初は参加するのだが、やがて徐々に遠退くのが通例のようです。

近年社会全体が、長引く不況や少子・高齢化の進行、IT化など社会構造が大きく変化し、私たち行政書士を取り巻く環境も全体の流れの中で、規制緩和や行政書士法の一部改正など大きく変化しつつあり、他士業とも関連して垣根が低くなり、激動の時期といえましょう。

二十一世紀に入り国全体が財政危機・金融不安・失業の増大・社会保障の問題等顕在化して、政治的にも経済的にも大転換がせまられている時期でありましょう。

縮んで伸びる、縮んで伸びる、縮みばなしの日本経済などTVのコマーシャルではないが、困難の真っ只中にあります。

不況に強いと云われる行政書士会、会員の増加の趨勢があり、支部会員も増えてきております。従来変化の少ない平穏な上尾支部も、ここ一兩年で新規会員拾名以上・二割も増え現在85名を数える状況でございます。

従来から私たち上尾支部は、行政書士の地位の向上、一人一人の力をつけようと長島支部長の強力な指導のもとに特別研修会を企画し、近隣支部からも多くの参加を得、先駆的役割を果たしてきております。

一方、住民サービスの向上・諸官庁との連携強化として、上尾・桶川・伊奈の行政区ごとに相談コーナーを設け(月一回)、平成9年度に伊奈町役場に相談室を開設して、支部管内総ての市と町で実現し取組んでおります。

並行して圏域の均衡的活動展開を目指し、平成8年から桶川・伊奈地区に懇談会を企画し取組んできました。

お蔭様で桶川地区は、年々活発化の傾向にあるように思われます。伊奈地区は会員が少なく(6名)、参加も半数に満たなかったりしてなかなか盛り上がりに欠ける状況であります。

個別に見ると、地域での核が弱く、会員の高齢化や業務の内容がまちまちであったりと、交流への働きかけも難しいものがあります。

社会の変化に応じた行政事務は増大の傾向にあります。私たち行政書士・書士会はまだまだニーズの一部にも応えていない状況であ

りましょう。

今年度は、諸情勢のもと国民・市民へのニーズに応えるためにも交流を強め、相互に研鑽を積んで、業務の拡充をはかり、行政書士の役割を果たし、地位の向上を目指して諸活動と結合して、可能な限り呼び掛けを強めたいと願っております。

支部長を始め役員各位のご援助をおねがいし雑感とします。

行政書士会の 新会員研修について

荒岡 克巳

埼玉県行政書士会では、毎年秋の10月頃に入会した会員の方々を対象にした新会員研修を実施しています。対象者は、実施する前年の9月から当年の8月末までに埼玉会に登録入会した方を対象に出席の案内をします。

私は、上尾支部より理事として推薦を頂いてこの新会員研修を担当する企画開発部に連続3期、6年間籍を置いておりましたので、6年の間に入会された多くの先生方と接してまいりました。

今回は、その実施に至る裏話やエピソードについて紙面の許す限りお伝えしてみたいと思います。

実際に参加された方は、ご存知の通りですが新会員研修は、連続2日の約10のカリキュラムについて講義を行っています。この2日間担当する企画開発部の面々は、ある時は司

会にある時には講義を受け持ち、またある時は、昼のお弁当配りと色んな役回りを事務所の仕事そっちのけでお世話を致します。

参加される方々も様々で、最近の試験合格で登録入会してきた脱サラ組の先生方、試験の合格は些か前にしており第2の人生のきっかけとして登録入会されてきた先生方、いわゆる6号会員で登録入会されてきた先生方、既に税理士等であって登録入会されてきた先生方など、まさに行政書士会の特徴を表しているような構成で講義を受講されています。

ですから、講義のカリキュラムや時間配分なども大変頭を悩ませます。何せ行政書士の業務を2日間の限られた時間で網羅することの難しさといったら、多くの諸先生方も感じになられると思います。

企画開発部では、毎年アンケート調査を実施して、参加された方々の忌憚のないご意見を頂いて毎回少しずつではありますが内容を改善してまいりました。昨年で5回目になったと思いますが、講義初日が済んだあとに自由参加方式で新会員交歓会を行っています。私自身も新会員当時に感じた事ですが、登録入会したばかりですと、ご同業の先生方がどのように業務をこなしていらっしゃるのかなかなか聞く機会がありませんでした。また、入会した同期のお仲間とも講義の合間の時間だけではどうしても話が出来ませんでした。その辺りを解消する意味で、新会員の方々と講義を担当して頂いた先生方を含む本会役員の出席を仰いで意見交換・名刺交換をしております。

2日目の講義風景を見ますと初日の緊張した硬い雰囲気とは違ってリラックスして聴講している感じを受けとることが出来、主催した立場の一人として今後も引き継いで行ってもらいたいと懇願するところです。

先ほど触れたアンケートの話に戻りますが、多くのご意見に、登録入会してから研修会を実施する時期までの間が長すぎるというのがございました。確かに9月登録の方の場合ですと、実際の新会員研修に参加できるまで13ヶ月程度待たされることとなりますので、新鮮な感覚で講義を受けられるかは疑問の残るところです。

企画開発部としても、どうかこの問題に

ついて解決すべく開催時期の変更や開催回数の見直し等、協議を重ねまた、役員会にも諮り折衝してきた結果、平成15年度から年2回半期に1度の割合で実施する運びとなりました。

ここ数年で、新会員の登録も著しく増加しているとの情報も聞いておりますので、半期に1度の開催でこれまで以上の充実した研修会が行われることを新年度の担当者に申し送りたいと思います。

もっと色々なエピソードをご披露させていただきたいのですが、紙面の都合によりまたの機会とさせていただきます。今後も埼玉県行政書士会の更なる発展の為に皆様と共に微力ながら尽力してまいりたいと存じます。

優太朗

新年賀詞交歓会にゲスト出演

埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会が、去る1月15日、さいたま市の「ときわ会館」で盛大に取り行われました。

アトラクションでは長島支部長の長女で、補助者でもある優太朗（本名長島優香）がゲスト出演して歌と踊りを演じ、司会者優次朗（長島支部長）との息の合ったトークも混じ



えて、会場は大いに盛り上がりました。

10月にはNHKホールへの出演も決まるとか、ますますのご活躍を期待しています。

俳句

嶺

花鳥賊の干されし街道静まれり
太古より湧き出し泉水ぬるむ
鎮まれる摩文仁の丘の春浅し
走り梅雨奇峰を巡る舟速し

アルプスを吹き降ろしたる青嵐
溪流に小梨の白き花片舞ふ
残雪のアルプス写し梓川
ウエストン祭老若男女の合唱澄みて

会 員 消 息



[入 会]

町 田 満 氏

事務所 上尾市藤波2-286

電 話 048 (786) 0741

F A X 048 (786) 0741

登録日 平成13年10月16日

行政書士として扱っている主な業務

- ①社会保険・労働保険・自倍責保険に関する
こと
- ②介護保険、福祉関係、その他 公費負担医
療給付に関すること
- ③医療機関の開設、経理等の事務管理、診療
報酬に関すること
- ④医療事故(紛争)、情報開示に関すること
- ⑤その他 医療・福祉に関連する各種業務

行政書士になる前の職業 地方公務員

城 本 孝 氏

事務所 上尾市本町6-9-20

電 話 048 (776) 6354

F A X 048 (776) 6354

Email joh@mvc.biglobe.ne.jp

登録日 平成13年11月1日

行政書士として扱っている主な業務

- ①許認可申請

行政書士になる前の職業 公務員

趣 味 パーソナルコンピューター

信条及び好きな言葉 為せば為る

瀬 沼 照 雄 氏

事務所 上尾市瓦葺2716尾山台団地5-10-206

電 話 048 (722) 6193

Email ZDN00165@nifty.com

登録日 平成14年3月1日

行政書士として扱っている主な業務

- ①建設業関係
- ②一般法務
- ③管理会計
- ④自動車関係

行政書士になる前の職業 保険営業
趣 味 旅行

土 谷 泰 俊 氏

事務所 上尾市大字上尾村1016-42

電 話 048 (772) 5516

F A X 048 (772) 5516

Email y.tutiya1@jcom.home.ne.jp

登録日 平成14年7月2日

行政書士として扱っている主な業務

- ①開発行為申請・農地転用届許可申請手続
- ②建設業許可申請
- ③指名入札参加申請
- ④宅建業免許申請

行政書士になる前の職業 地方公務員

趣 味 囲碁、旅行

信条及び好きな言葉 努力、石の上にも三年

青 沼 義 和 氏

事務所 上尾市仲町2-9-4

電 話 048 (771) 4196

F A X 048 (771) 4196

登録日 平成12年7月3日

行政書士として扱っている主な業務

- ① 県関係許認可申請業務
- ② 小額訴訟関係業務
- ③ 入管関係業務

行政書士になる前の職業 地方公務員

趣 味 鮎釣り、写真

澤 島 裕 氏

事務所 上尾市仲町1-5-27-202

電 話 048 (775) 3310

F A X 048 (775) 3310

Email sawahata-y@ybb.ne.jp

登録日 平成14年9月13日

行政書士として扱っている主な業務

- ① 国際業務
- ② 会社設立、経営法務コンサルタント
- ③ 成年後見人
- ④ 建設業許可、宅建業免許申請
- ⑤ 遺言・相続業務
- ⑥ 交通事故示談協議
- ⑦ 知的財産権業務

行政書士になる前の職業 会社員

趣 味 家族旅行、競馬、麻雀

信条及び好きな言葉 前進

大 江 康 一 氏

事務所 上尾市中分1-15-16

電 話 048 (781) 2253

Email kouichi-ooe@soleil.ocn.ne.jp

登録日 平成14年11月15日

行政書士として扱っている主な業務

- ① 遺産分割協議書の作成
- ② 財産調査、戸籍調査
- ③ 遺言書作成手続
- ④ 契約書・示談書・内容証明等の作成
- ⑤ 就業規則の作成

行政書士になる前の職業 会社員

趣 味 スノーボード、サイクリング、映画鑑賞、読書

信条及び好きな言葉

おもしろきこともなき世をおもしろく

鈴 木 紘 治 氏

事務所 上尾市浅間台3-21-6

電 話 048 (772) 7864

F A X 048 (772) 7864

Email suzukikoji@tbd.t-com.ne.jp

登録日 平成15年1月24日

行政書士として扱っている主な業務

- ① 会社設立に関する業務
- ② 遺言書・相続に関する業務
- ③ 融資申請業務
- ④ 国際関係業務 (出入国・帰化)
- ⑤ 許認可申請業務

行政書士になる前の職業 製薬会社社員

兼業等 計量士業務

趣味 ゴルフ、ランニング、柔道四段
信条及び好きな言葉 千里の道も一歩から

行政書士になる前の職業 会社員
趣味 テニス、スキー

猪俣 順子 氏

事務所 桶川市若宮1-8-30-303

電話 048 (787) 6862

F A X 048 (787) 6862

Email inmt@h9.dion.ne.jp

登録日 平成15年1月24日

行政書士として扱っている主な業務

- ①遺言・相続
- ②会社設立手続き
- ③内容証明等の書類作成

松浦 伸一 氏

事務所 上尾市大字上1725-22

電話 048 (776) 7567

登録日 平成15年3月20日

行政書士として扱っている主な業務

- ①宅建業免許手続
- ②車庫証明業務

行政書士になる前の職業 会社員

趣味 ドライブ

[退会]

堀口 顕一氏 (13年9月30日廃業)

新井 進 氏 (14年3月30日廃業)

秋山 和夫氏 (14年3月31日廃業)

大平 佐都氏 (14年4月10日大宮支部に転出)

(旧姓岩井)

豊田 秀一氏 (14年4月30日大宮支部に転出)

根岸 孔 氏 (14年6月14日廃業)

吉井 富雄氏 (14年9月30日越谷支部に転出)

鈴木 隆博氏 (15年3月31日廃業)

畑田 錦男氏 (15年3月31日退会)

横塚 正子氏 (15年4月18日死亡)

長島支部長の写真入選

埼玉県行政書士会厚生部の中に写真クラブ(柳栄一代表)がある。その中の希望者で「埼玉向日葵会」を結成し、日本報道写真連盟に加盟した。

毎月1回作品を提出して審査を受けているが、この度長島支部長の作品が一席に選ばれ毎日新聞に掲載された。

写真は越中五箇山の文化財に指定されている旧家を訪れた時のものである。



役員一覽 (平成15、16年度)

埼玉県行政書士会上尾支部

支部長	長島敬一		
副支部長	齋藤 保	鈴木 勝	石倉富美子
理事	友光富雄 (総務部長)		澤島 裕 (総務部副部長)
	谷 正茂 (経理部長)		前島輝子 (経理部副部長)
	荒岡克巳 (事業部長)		秋山允宏 (事業部副部長)
	友光仁史 (広報部長)		町田 満 (広報部副部長)
	内田淳一 (厚生部長)		木村意久 (厚生部副部長)
	照井惇夫	大木富士夫	榎 将光 船川喜正
	青沼義和	鈴木紘治	猪俣順子
監事	佐藤光正	太田信夫	

日本行政書士政治連盟上尾支部

支部長	長島敬一		
副支部長	齋藤 保	鈴木 勝	
幹事長	友光富雄		
副幹事長	荒岡克巳		
幹事	石倉富美子 (会計)		
	綿永一雄	木村意久	内田淳一 谷 正茂
	柴田 勉	土谷泰俊	
監事	太田信夫	佐藤光正	

埼玉県行政書士会役員等

理事	荒岡克巳
政治連盟幹事	友光富雄
監察部調査委員	友光仁史
広報部員	石倉富美子
広報通信員	澤島 裕

上尾支部事業報告（主要）

（平成13年4月～平成15年3月）

年月日	項目	内容	年月日	項目	内容
平成13年			10	新年会	於イコス上尾
4. 14	無料街頭相談（1）	於上尾駅西口デッキ	3. 27	支部長会議出席	
20	会計監査	於長島事務所	31	年度末レクリエーション	三浦三崎、城ヶ島
5. 9	定時総会・懇親会	於イコス上尾	4. 13	無料街頭相談（1）	於上尾駅西口デッキ
19	県総会出席	代議員	22	会計監査	於長島事務所
6. 10	研修旅行	川原湯温泉	5. 10	定時総会・懇親会	於イコス上尾
～11			25	県総会出席	代議員
7. 7	無料街頭相談（2）	於桶川駅自由通路	6. 9	研修旅行	盛岡、角館、玉川温泉、 八幡平
11	伊奈地区懇談会	於県民活動センター第5会議室	～10		
13	建設業務部会	於上尾福祉会館	7. 6	無料街頭相談（2）	於桶川駅自由通路
8. 4	支部長会議出席		9. 1	行政書士制度強調月間活動	支部管内官公署ポスター掲示、 窓口指導
21	法人業務部会	於上尾福祉会館	～30		
9. 1	行政書士制度強調月間活動	支部管内官公署ポスター掲示、 挨拶、窓口指導	10. 12	無料街頭相談（3）	於上尾駅西口デッキ
～30			17	桶川地区懇談会	於べに花ふるさと館
10. 13	無料街頭相談（3）	於上尾駅西口デッキ	25	研修会	行政書士業務の充実発展の秘訣
18	桶川地区懇談会	於べに花ふるさと館	27	行政書士試験監督員として従事	
25	研修会	農地法第3条、4条、5条	11. 20	法人業務部会	「商法改正」について
11. 1	役員会（あげお祭り準備他）		23	あげお祭り参加	チラシ配布、相談コーナー、 ゲーム、射的
10	あげお祭り参加	チラシ配布、相談コーナー、 ゲーム、射的	～24		
～11			12. 6	忘年会	於居酒屋「八や」
13	公安業務部会	於上尾福祉会館	13	建設業務部会	「マンション管理業登録」
12. 6	忘年会	於上尾福祉会館	14	支部長会議出席	
20	一般業務部会	於上尾福祉会館	平成15年		
平成14年			1. 7	新年賀詞挨拶まわり	上尾・桶川・伊奈各役所
1. 8	新年賀詞挨拶まわり（上尾・ 桶川・伊奈各役所）		16	新年会	於上尾福祉会館
			3. 25	支部長会議出席	

- 毎月 1日 桶川市民相談室 「行政書士相談」
- 毎月第3火曜日 上尾市民相談室 「行政手続無料相談」
- 毎月第3水曜日 伊奈町民相談室 「行政手続相談」

●編集後記

平穏な生活に竿さすものはたくさんあります。個人の力で防げるもの、協力して防禦できるもの、人の力ではどうにもならないもの等さまざまです。いつも弱者が犠牲になる戦争は、なかでも最も忌まわしいことです。

住民と行政のパイプ役である行政書士として、平和を願う気持ちを持ち続けたいものです。

埼玉県行政書士会上尾支部機関誌 こだま第14号

平成15年5月1日 発行

発行人 支部長 長 島 敬 一

発行所 埼玉県行政書士会上尾支部
〒362-0041 上尾市富士見2-3-24

電 話 048 (775) 2383

印刷所 (株)サンビック 048 (774) 6500

このようなときには行政書士にご相談下さい



官公署に提出する書類の作成・提出手続きの代行、相談は行政書士が責任をもって行います。

- ①建設業者に関すること
 - ★建設業許可申請（新規、更新、変更）
 - ★営業年度終了報告
 - ★建設工事入札指名参加資格申請
 - ★経営状況分析申請
 - ★経営事項審査申請
- ②宅建業者に関すること
 - ★宅建業者免許申請（新規、更新、変更）
 - ★宅建建物取引主任者登録
- ③法人設立に関すること
 - ★株式会社、有限会社、協同組合等の設立
 - ★医療法人、宗教法人等の設立
 - ★定款の作成、株主（社員）総会、取締役会議事録の作成
 - ★有限会社から株式会社への組織変更
- ④自動車に関すること
 - ★自動車登録申請
 - ★車庫証明手続
 - ★運送業免許申請
- ⑤風俗営業等に関すること
 - ★ゲーム場、バー、キャバレー、スナック、マージャン、パチンコ、古物商等の営業許可申請
- ⑥相続に関すること
 - ★遺産分割協議書の作成
 - ★財産調査、戸籍調査
 - ★遺言書作成手続
- ⑦土地利用に関すること
 - ★農地転用申請
 - ★開発行為許可申請
- ⑧会計業務に関すること
 - ★経理記帳事務、決算書類・財務諸表の作成
 - ★借入手続、経営指導（顧問）
- ⑨交通事故、社会保険に関すること
 - ★自賠責保険、任意保険、被害者請求・加害者請求
 - ★労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険、厚生年金保険等）新規加入手続他
- ⑩その他、権利義務等に関すること
 - ★契約書、示談書、内容証明等の書類の作成
 - ★貸金業
 - ★産業廃棄物の申請
 - ★建築士事務所登録
 - ★電気工事業者登録等
 - ★就業規則作成
 - ★一般旅券申請
 - ★外国人在留資格変更、期間更新許可申請
 - ★帰化申請
 - ★図面の作成
 - ★食品営業許可申請
 - ★著作権の登録
 - ★行政書士業務に関する相談業務

…行政書士会会員でない者は、業としてこれらの業務はできません…



埼玉県行政書士会上尾支部

〒362-0041

上尾市富士見2-3-24

〈長島敬一事務所内〉

TEL 048-775-2383

FAX 048-775-1706